遺　言　書

遺言者相続太郎は、次のとおり遺言する。

1. 妻相続花子に次の財産を相続させる。

　　　　　　　銀座

所　　在　　中央区京橋一丁目

地　　番　　Ａ番B

地　　目　　宅地

地　　積　　１００．００平方メートル

所　　在　　中央区銀座一丁目　A番地B

　　　　　　　　　銀座

所　　在　　中央区一丁目　A番地B

　家屋番号　　A番Bの１

　種　　類　　居宅

　構　　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建

　床 面 積　　１階　　９０．００平方メートル

　　　　　　　２階　　８０．００平方メートル

1. 前項に記載のない財産については、全て長男相続一郎に相続させる。

平成〇年〇月〇日

東京都渋谷区代々木一丁目〇番〇号

相続　太郎　　印

付記　本遺言書四行目「京橋」を「銀座」に訂正し、九行目第五字のあとに「銀座」の二文字を加入した。相続太郎